

原議保存期間	30年(令和37年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 4 5 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項について（通達）
大型自動二輪車に関する規定の整備については、「大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項について（通達）」（令和元年10月8日付け警察庁丁運発第123号）に基づき運用されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（以下、「マイナ免許証」という。）への記録に関する規定が整備されたことから、下記のとおり、所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 A T 限定大型二輪免許に付す条件と免許証等への記載等について

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型自動二輪車免許（以下「A T 限定大型二輪免許」という。）については、当該総排気量の上限が設けられていない。

A T 限定大型二輪免許を与える場合において、当該免許に付す条件、条件の免許証への記載方法、マイナ免許証への記録方法及び運転者管理システムにおいて用いる免許の条件等コードについては、別紙1のとおりとする。道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）附則第8項の規定により、改正府令の施行の際現にA T 限定大型二輪免許に付されている総排気量による限定については、これをないものとみなすこととされたことから、改正府令の施行の際現にA T 限定大型二輪免許を受けていた者については、免許証又は免許情報記録の有効期間の更新又は再交付の際に、別紙2のとおり条件の記載を変更すること。

2 運転者管理システムの運用について

運転者管理システムの運用については、「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和 7 年 2 月 28 日付け警察庁丙運発第 5 号、丙技企発第 29 号、丙通基発第 3 号。以下「実施要領」という。）及び「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則の改正について（通達）」（令和 7 年 3 月 10 日付け警察庁丁運発第 112 号、丁技企発第 171 号。以下「実施細則」という。）のほか、次のとおりとする。

- (1) 改正府令附則第 2 項の規定により定格出力が 20.00 キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）を使用して行う大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）とみなされる普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

改正府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ電動大型自動二輪車の運転に従事している者が普通二輪免許で違反又は事故を起こした場合には、違反登録票（資料区分 60）又は事故登録票（資料区分 80）を用いて登録すること。その際、これらの登録票中「⑩免許の種類」欄には「00」を入力すること。また、これらの登録票中「⑬違反名」欄に「無免許運転 0380、1380、2380」を入力しないこと。

また、当該違反又は事故については、追記登録票（資料区分 03）を用いて追記登録し、行政処分照会票（資料区分 09）により累積点数を照会して当該者が処分の基準点数に達しているかどうかを確認すること。

- (2) 運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定した免許等により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

実施要領及び実施細則に従って登録すること。

現に受けている免許	試験等において使用した二輪車	与える免許の種類	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	マイナ免許証への条件の記録方法	コード
なし	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る」と記録する。	354
A T 限定普通二輪免許						
A T 小型限定普通二輪免許						
普通二輪免許	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる大型二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る（普通二輪は除く）」と記録する。	355
小型限定普通二輪免許	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）」と記録する。	356
A T 限定普通二輪免許（小型二輪車を除く。）	A T 大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪車は除く）」と記録する。	356

- 備考 1 「試験等」とは、法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う運転免許試験又は第99条第1項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定をいう。
- 2 「A T 限定普通二輪免許」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則別表第4第1号備考13の A T 限定普通二輪免許をいう。
- 3 「A T 小型限定普通二輪免許」とは、道路交通法施行規則第33条第5項第1号タの A T 小型限定普通二輪免許をいう。
- 4 「小型限定普通二輪免許」とは、道路交通法施行規則第24条第1項の小型限定普通二輪免許をいう。
- 5 「A T 限定普通二輪免許（小型二輪車を除く。）」とは、運転することができる普通自動二輪車（小型二輪車を除く。）を A T 車に限る普通二輪免許をいう。
- 6 その他の用語は実施細則の例による。

A T 限定大型二輪免許に付す条件等

コード	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	マイナ免許証への条件の記録方法
354	運転することができる二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る」と記録する。
355	運転することができる二輪車を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る（普通二輪は除く）」と記録する。
356	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）を A T 車に限定する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）」と記録する
360	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（A T 車に限る。）及び特定普通自動二輪車（A T 車に限る。）に限定する。	「二輪車は特定二輪の A T 車に限る」と記載する。	「二輪車は特定二輪の A T 車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、大型二輪車にあっては特定大型自動二輪車（A T 車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪の A T 車に限る」と記載する。	「大型二輪は特定二輪の A T 車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（A T 車に限る。）及び普通自動二輪車（A T 車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪の A T 車に限り、普通二輪は A T 車に限る」と記載する。	「大型二輪は特定二輪の A T 車に限り、普通二輪は A T 車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（A T 車に限る。）、特定普通自動二輪車（A T 車に限る。）及び小型二輪車に限定する。	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪は A T 車に限る」と記載する。	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪は A T 車に限る」と記録する。

運転することができる 二輪車を、特定大型自 動二輪車（ＡＴ車に限 る。）、特定普通自動 二輪車（ＡＴ車に限 る。）及び小型二輪車 （ＡＴ車に限る。）に 限定する。	「二輪車は小型二輪のＡＴ 車に限り、特定二輪はＡＴ 車に限る」と記載する。	「二輪車は小型二輪のＡＴ車に限 り、特定二輪はＡＴ車に限る」と記 録する。
--	---	---

- 備考 1 「特定大型自動二輪車」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号。以下「平成21年改正府令」という。）附則第2項の特定大型自動二輪車をいう。
- 2 「特定普通自動二輪車」とは、平成21年改正府令附則第3項の特定普通自動二輪車をいう。
- 3 その他の用語は実施細則の例による。